

火災予防条例に基づく「指定催し」の告示

指定催しとは、祭日、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するものであって火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与える恐れがあると認められるものを言います。

消防長が別に定める要件とは、次のいずれかに該当する催しです。

- ・露店の数が100を超えるもの
- ・催しの1日（延べ）あたりの人出予想が概ね10万人以上であるもの